

和洋楽器アンサンブル コンサート

日時：平成27年3月7日(土) 開場：13:00～
開演：13:30～
場所：築上町コミュニティセンター(ソピア)

プログラム

- ・さくら
- ・黒田節
- ・春よ来い
- ・想
- ・川の流れるように
- ・上を向いて歩こう
- ・アメーzingグレース
- ・Take Five
- ・スペイン

※変更の可能性があります。あらかじめご了承ください。



横田 啓介 元主



二軒二馬場 森永 真由



フィリッパ 森下 希聖



ピアノ 月岡 剛生子

入場の際は入場券が必要です。
以下の施設で取扱いします。

入場無料

〒750-0001 築上町教育委員会 生涯学習課 (築上町2F)
〒750-0001 築上町文化会館 (コマーレ)
〒750-0001 築上町コミュニティセンター (ソピア)
〒750-0001 築上町中央公民館
〒750-0001 築上町中央公民館 (メタセの杜)

主 催 築上町教育委員会

問い合わせ 築上町教育委員会 生涯学習課 0930-52-0001 (内線262)

和洋楽器アンサンブル コンサート

日 時 3月7日(土) 開場 13:00～
開演 13:30～

場 所 築上町コミュニティセンター (ソピア)

入場料 無料 (入場券が必要)

入場券配布場所 生涯学習課
コマーレ、ソピア、
メタセの杜、中央公民館

問い合わせ 生涯学習課 社会教育係
(支所・内線262)

築上町児童生徒の就学援助費支給制度

築上町にお住まいの児童、生徒に対して、経済的な理由により就学困難な児童、生徒を「要保護・準要保護世帯」に認定し、給食費、学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

○援助を受けられる家庭

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。
(「準要保護者」という。)
 - ①生活保護法の保護の廃止又は停止
 - ②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ③児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - ④生活福祉資金による貸付
- ※①～④以外についても該当項目がありますので、詳しくは学校教育課へお尋ねください。

○その他いずれかに該当する方

- ①保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する方、若しくは雇用保険受給資格証を有する方
- ②保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる方
- ③PTA会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- ④学校納付金の納付状況の悪い方、被服等が悪い方又は学用品、通学用品等に不自由している方で、

保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

- ⑤経済的な理由による欠席日数が多い方
- ⑥その他特に必要と認めるときは、支給の認定をすることが出来ます。

○認定基準額

世帯の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

○援助の範囲

- 1 学校給食費
- 2 義務教育に伴う必要な学用品及び通学用品費等
- 3 校外活動費
- 4 新入学児童生徒学用品費
- 5 修学旅行費
- 6 医療費

○申請方法

- ・学校長を経由（お住まいの地区の自治会の民生・児童委員の所見を要します。）して、教育委員会へ申請してください。
- ・認定後、継続して受給を希望する場合は毎年申請が必要です。

○申請期間

4月から随時受付をします。5月末までに認定を受けた方は、4月に認定を受けたものとして、4月分から支給します。

※手続き方法等、詳しいことにつきましては、学校教育課又は就学先の小・中学校へお尋ねください。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係
(支所・内線253)